（証券コード　５６９５）
2022年６月２日

株 主 各 位

千葉県柏市十余二217番地
パウダーテック株式会社
代表取締役社長　仲　子　　啓

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによる事前の議決権行使（２～３頁をご参照ください）を推奨申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙もしくはインターネットにより２０２２年６月２３日(木曜日)午後５時３０分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2022年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始　午前9時）
2. **場　　所**　千葉県柏市高田1201番12
　当社本社事務所３階　大会議室
3. **会議の目的事項**

報 告 事 項
1. 第56期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

以　上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.powder-tech.co.jp/)にて、修正の内容を開示いたします。

議決権行使についてのご案内

▌事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分まで





インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分行使分まで

▌株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）

ご注意事項

※書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
※当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2022年６月23日（木曜日）
午後５時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

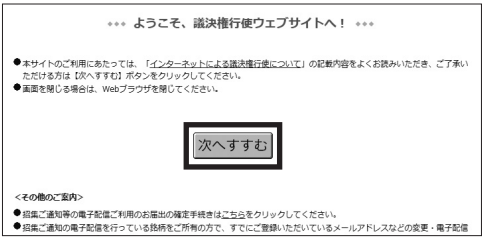
https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

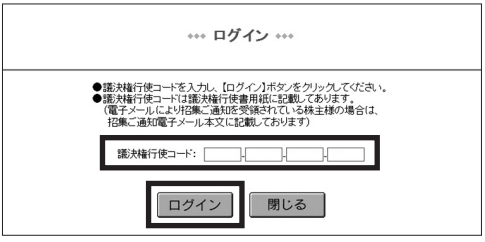
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使について
0120-652-031（9:00～21:00）

その他のご照会
0120-782-031（平日 9:00～17:00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

■事業の全般的状況

当期における経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大、原油価格の高騰や部材不足、物流の停滞等がありましたが、各国の新型コロナ対策と行動制限の緩和により、米国では雇用が回復し個人消費を中心に伸びがみられ、欧州および日本でも景気は持ち直しの動きが見られました。一方、中国では新型コロナ対策としての厳しい行動制限などにより経済の回復スピードは鈍化しました。また、期末にかけてはウクライナ危機の影響でエネルギー価格のさらなる高騰やサプライチェーンの混乱があり、先行きに不透明感が増しました。

このような状況の中、経済活動の回復やオフィスの活動再開を背景に複合機や商業用印刷機などの稼働も回復傾向を続け、当社の主力製品であるキャリアの需要は前期比で増加しました。

食品の品質保持に使用される脱酸素剤の需要は、前期に対しては増加したものの観光やインバウンド需要の低迷などの影響が続きました。鉄粉につきましては、鉄鉱石価格の高騰や円安による仕入価格上昇の影響で前期を下回って推移しました。

この様な市場環境下、当期の連結売上高は前期比14.7％増加の8,837百万円となりました。

損益面におきましては、エネルギーおよび原材料価格の値上がりがあったものの、主にキャリアの販売回復と原価低減により、連結営業利益は1,115百万円（前期比314.4％増）となり、営業外損益を加えた連結経常利益は1,135百万円（前期比309.2％増）となりました。

特別損益では、損失として固定資産処分損32百万円を計上いたしました。

この結果、連結税金等調整前当期純利益は1,103百万円（前期比343.2％増）となり、法人税、住民税及び事業税、ならびに法人税等調整額を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は817百万円（前期比373.4％増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を当期の期首から適用しています。詳細については、連結計算書類の連結注記表（会計方針の変更）をご覧ください。

■セグメントごとの状況

機能性材料事業

当セグメントにおきましては、電子写真用キャリアの需要の回復と新規事業製品の販売の増加により、売上高は7,358百万円（前期比20.2%増）となりました。セグメント利益は、売上高の増加と増産効果等の原価低減により1,444百万円（前期比146.4%増）となりました。

鉄粉事業

当セグメントにおきましては、脱酸素剤関連製品は増販となりましたが、鉄粉関連製品が仕入価格高騰の影響などにより減販となり、売上高は1,478百万円（前期比6.7%減）となりました。セグメント利益は、売上高は減少しましたが、原価低減により114百万円（前期比57.1%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達の状況

当期中は、増資等による資金調達は行っておりません。

②設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は1,305百万円で、主要なものは、新規事業関連設備959百万円およびキャリア製造設備208百万円であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、３ヵ年ごとに中期経営計画を策定し、各年度の課題に取り組むことにより事業展開を図っております。

■中期経営計画「１９中計」の振り返り

2019年度からスタートした「１９中計」においては、「既存事業の持続性を確保しつつ、企業体質の強化を推し進めると共に新規事業の開花と更なる創出を目指す」方針のもと、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

2020年度以降は新型コロナの影響で各事業部門の売上が低下し大幅な減益となりました。コスト圧縮努力と需要が底を打ったことにより回復基調に戻りましたが、経営目標は未達となりました。

しかしながら、既存事業の収益力強化と新規事業のための成長投資は計画どおり実施いたしました。

■新中期経営計画「２２中計」の取り組み

2022年度を初年度とする３ヵ年計画「２２中計」を策定し、本年４月よりスタートいたしました。当社の経営理念をもとに「独自技術で社会課題を解決し、社会に必要とされる『エッセンシャル企業』を目指す」を２２中計のありたい姿といたしました。

地政学リスクに伴うエネルギーコストの上昇やサプライチェーンの混乱、新型コロナにより加速したペーパーレスなどニューノーマル社会への動き、環境問題を含むESG経営など持続可能な社会への動きを当社を取り巻く外部環境として捉え、「既存事業の収益性維持強化」「新規事業の利益貢献実現」「新規事業の継続的育成」「事業基盤を支える本社機能強化」の４つの基本方針を実行することにより、ありたい姿を目指します。

機能性材料事業においては、キャリアの需要が新型コロナ前の水準に戻らないと想定し、エネルギーをはじめとする原燃料の価格高騰への対応として、徹底した改善と効率化によるコストダウンの実現、キャリアの新機種への搭載率の向上などに取り組みます。また、新規機能性材料としては、微粒フェライト粉の供給体制の確立、新規市場のマーケティング強化と新製品の上市加速などに取り組みます。

鉄粉事業においては、脱酸素剤関連としては、営業の効率化と水分依存型一体化脱酸素剤を中心とした拡販、コストダウンの強化、新製品による新市場開拓の加速などに取り組みます。鉄粉関連としては、事業構造改革を推進いたします。

また、ESG経営の推進として、省エネ対策などによる二酸化炭素排出量の削減、多様な人材が働き続けられる環境整備の実現、コーポレートガバナンスの強化などに取り組みます。

このような諸施策を確実に実行し、ありたい姿を実現し企業価値の向上に努めてまいります。

皆様方の引き続き変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（ご参考）中期経営計画「２２中計」（2022年４月～2025年３月）の概要

１．経営理念

・技術を以て社会の繁栄に貢献する
・誠実を以て貫く
・チャレンジ精神、開拓精神に徹する
・社会のニーズに迅速に対応する

２．ありたい姿

独自技術で社会課題を解決し、社会に必要とされる『エッセンシャル企業』を目指す

３．マテリアリティ

・収益基盤事業の維持向上
・新規事業の継続的創出
・持続可能な環境整備
・本社機能の強化

４．中計基本方針

・既存事業の収益性維持強化
・新規事業の利益貢献実現
・新規事業の継続的育成
・事業基盤を支える本社機能強化（ESG経営推進）

５．財務KPI（経営目標）

	2021年度実績	2022年度目標	2023年度目標	2024年度目標
経常利益	11.4億円	10.0億円	11.3億円	13.4億円
ＲＯＥ	6.8％	5.9％	6.2％	6.9％
新規機能性材料売上高比率	1.3％	3.2％	5.2％	7.8％

６．非財務KPI

・ガバナンス強化
・働く環境 / 従業員満足度
・社会的評価 / IR活動・情報開示
・環境 / エネルギー原単位およびCO_2削減

7. 事業部門の基本戦略

(1) 機能性材料事業

・徹底した改善と効率化によるコストダウンの実現
・キャリア商品開発において、お客様の新機種への搭載率を向上
・微粒フェライト粉の供給体制を確立
・新規市場のマーケティング強化と新製品の上市加速により計画プラスαの売上を目指す

(2) 鉄粉事業

(脱酸素剤事業)

・営業の効率化（DXツール活用）と水分依存型一体化脱酸素剤を中心とした拡販
・労働生産性向上・省力化と歩留改善によるコストダウン強化
・環境配慮型脱酸素剤包材や酸素検知剤の強みを活かした新製品による新市場開拓の加速

(鉄粉事業)

・鉄粉事業の事業構造改革推進

(4) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区　分	2018年度 (2019年３月期)	2019年度 (2020年３月期)	2020年度 (2021年３月期)	2021年度 (2022年３月期) (当　期)
売上高(千円)	10,834,113	10,661,263	7,706,930	8,837,203
経常利益(千円)	1,493,168	1,580,054	277,415	1,135,262
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,075,683	1,094,550	172,769	817,838
1株当たり当期純利益	362円98銭	369円36銭	58円51銭	282円29銭
総資産(千円)	14,506,825	15,259,957	14,092,035	15,431,547
純資産(千円)	11,237,385	12,049,698	11,741,295	12,328,796
1株当たり純資産	3,792円03銭	4,066円37銭	4,052円64銭	4,255円48銭

(注)　2021年度より収益認識に関する会計基準を適用しております。

②事業報告作成会社の財産および損益の状況

区　分	2018年度 (2019年３月期)	2019年度 (2020年３月期)	2020年度 (2021年３月期)	2021年度 (2022年３月期) (当　期)
売上高(千円)	10,843,647	10,710,360	7,694,793	8,382,478
経常利益(千円)	1,478,512	1,588,701	257,918	1,084,256
当期純利益(千円)	1,066,147	1,100,691	161,052	783,321
1株当たり当期純利益	359円76銭	371円43銭	54円54銭	270円37銭
総資産(千円)	14,275,373	15,005,557	13,937,992	15,234,248
純資産(千円)	11,148,409	11,966,302	11,655,272	12,206,706
1株当たり純資産	3,762円01銭	4,038円22銭	4,022円94銭	4,213円34銭

(注)　2021年度より収益認識に関する会計基準を適用しております。

(5) 当該事業年度の末日における企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、次の製品の製造販売を主な事業とし、これらに付帯する事業を営んでおります。

セグメント	主な取扱製品
機能性材料事業	電子写真用キャリア、フェライト系磁性粉、各種機能性微粒子
鉄粉事業	カイロ・粉末冶金・還元用等の鉄粉、特殊鉄粉、 脱酸素剤およびその関連商品

(6) 当該事業年度の末日における企業集団の主要な拠点等

①企業集団の主要な拠点

当社	パウダーテック株式会社	本社　千葉県柏市 工場　千葉県柏市
子会社	パウダーテックインターナショナルコープ	本社　米国インディアナ州バルパレイソ市
子会社	株式会社ワンダーキープ高萩	本社　千葉県柏市 工場　茨城県高萩市

②企業集団の使用人の状況

ア．企業集団の使用人数

セグメント	使用人数	前期末比増減
機能性材料事業	129名（―名）	2名減（　―　）
鉄粉事業	55名（41名）	2名減（ 2名増）
全社（共通）	66名（ 8名）	5名増（ 2名増）
合計	250名（49名）	1名増（ 4名増）

（注）1．使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に外数で平均雇用人員（1日８時間換算）を記載しております。
2．臨時従業員には、臨時工、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3．全社（共通）は、事業部門に属さない管理部門等の従業員であります。

イ．当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200名（８名）	１名増（１名増）	44.4歳	17.5年

（注）1．使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に外数で平均雇用人員（1日８時間換算）を記載しております。
2．臨時従業員には、臨時工、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3．平均年齢および平均勤続年数には臨時従業員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主な事業内容
パウダーテック インターナショナルコープ 英文名 POWDERTECH INTERNATIONAL CORP.	10,000米ドル	100%	キャリア製品販売
株式会社ワンダーキープ高萩	100,000千円	100%	脱酸素剤等の品質保持剤の製造ならびに販売

③企業結合の成果

上記の重要な子会社を含む企業集団の当期の売上高は8,837百万円（前期比14.7%増）となりました。また、経常利益は1,135百万円（前期比309.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は817百万円（前期比373.4%増）となりました。なお、連結対象子会社は2社で、持分法適用会社はありません。

④その他の重要な企業結合の状況

三井金属鉱業株式会社は、当社の議決権を35.50%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(8) 主要な借入先および借入額

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当該定款の定めはありません。

(10) その他の記載事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　7,200,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,970,000株（自己株式72,840株を含む）

(3) 株主総数　　1,105名（前期末比151名増）

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社南悠商社	1,094,720株	37.79%
三井金属鉱業株式会社	1,026,300株	35.42%
パウダーテック従業員持株会	92,936株	3.21%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	77,000株	2.66%
光通信株式会社	46,300株	1.60%
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	22,700株	0.78%
木村　文彦	16,500株	0.57%
丸田　卓	13,000株	0.45%
中丸　俊介	11,300株	0.39%
JPモルガン証券株式会社	9,700株	0.33%

（注）　持株比率は、自己株式（72,840株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等　　（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊池　節		㈱南悠商社代表取締役社長、京葉瓦斯㈱代表取締役会長
代表取締役社長 社長執行役員	仲子　啓		パウダーテックインターナショナルコープ取締役社長
取締役相談役	佐藤　祐二		
取締役	中川　達也		弁護士（染井・前田・中川法律事務所パートナー）、㈱ネオマーケティング社外取締役監査等委員
取締役	樋口　真道		㈱南悠商社総務部長
取締役	納　武士		三井金属鉱業㈱代表取締役社長
取締役 常務執行役員	倉持　正一	経営管理部長	
取締役 常務執行役員	久保田　洋	鉄粉事業部長	㈱ワンダーキープ高萩代表取締役社長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 執行役員	板越　　剛	キャリア事業部長	
取締役 執行役員	丸山　憲行	企画室長	
取締役	森　　隆男		公認会計士森隆男事務所所長 京葉瓦斯㈱社外取締役 青南監査法人代表社員
常勤監査役	山縣　　誠		
監査役	中村　政昭		㈱南悠商社営業部長
監査役	落合　健司		三井金属鉱業㈱経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長

（注）１．取締役 中川 達也氏、取締役 樋口 真道氏、取締役 納 武士氏および取締役 森 隆男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役 山縣 誠氏、監査役 中村 政昭氏および監査役 落合 健司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役 中川 達也氏および取締役 森 隆男氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
４．2022年4月1日において、取締役 兼 常務執行役員 倉持 正一氏の担当は、組織改編により管理本部長 兼 経営管理部長に異動となっております。
５．2022年4月1日において、取締役 兼 執行役員 板越 剛氏の担当は、組織改編により生産本部長に異動となっております。
６．2022年4月1日において、取締役 兼 執行役員 丸山 憲行氏の担当は、組織改編により営業本部長に異動となっております。
７．2022年4月1日において、監査役 落合 健司氏の重要な兼職の状況は、三井金属鉱業㈱執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長に異動となっております。

（ご参考）取締役会のスキルマトリックス

当社は、取締役会を経営理念、行動指針、経営戦略に照らし、当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性と能力を有する当社取締役に相応しい人物により構成することとしております。

具体的には、当社の中長期的な課題と中期経営計画の達成のために必要と考えられるスキルを特定しております。これらについては必要に応じて見直しをする予定であります。

氏名	企業経営	事業戦略	財務会計	法務、コンプライアンス	人事/労務、人材開発	製造技術、研究開発	営業、マーケティング	国際性
菊池　節	●		●	●				
仲子　啓	●	●					●	●
佐藤　祐二	●	●				●		●
中川　達也				●	●			
樋口　真道			●	●	●			
納　武士	●	●				●		●
倉持　正一			●	●	●			
久保田　洋		●			●		●	
板越　剛		●				●	●	
丸山　憲行		●			●		●	
森　隆男			●	●				

(2) 当事業年度中に辞任した会社役員に関する事項

辞任時の会社における地位	氏　名	辞任時の担当および重要な兼職の状況	辞任日
監査役	丸山　憲行	三井金属鉱業㈱執行役員社長特命事項担当	2021年6月23日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 中川 達也氏および社外取締役 森 隆男氏と責任限定契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める責任限度額に限定しうる旨を定めております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および国内連結対象子会社の取締役、監査役、執行役員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約により被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬決定の方針および基準については、取締役会で決議し、内規として定めております。

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬は株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた指名・報酬委員会にて内規に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ、個人別に決定しております。

(報酬体系と決定プロセス)

取締役の報酬は、基礎報酬と業績報酬で構成されています。

基礎報酬については、会社業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで社長の基礎報酬を設定しており、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。

業績報酬については、連結経常利益、配当等を総合的に勘案したうえで社長の業績報酬を決定し、各役位の取締役の業績報酬は、社長の業績報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。加えて、担当部門の業務執行成果に応じた評価を行い、加減算を実施しております。なお、社外取締役については、業績報酬はありません。

業績報酬の評価指標として連結経常利益を用いる理由は、中期経営計画で連結経常利益を経営目標としているためであります。

業績報酬の評価指標となる2021年3月期の連結経常利益の実績は277百万円であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が取締役会で承認された方法に基づき、方針との整合性を含め多角的な検討を行っており取締役会は方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において使用人分給与を含まず年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役３名）です。

監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬の決定については、具体的な業績等の評価について審議を要するため、2021年6月23日に任意の指名・報酬委員会に委任しております。

指名・報酬委員会の構成員は取締役の中から取締役会決議により選定いたします。当事業年度の構成員は代表取締役会長 菊池 節氏、代表取締役社長 仲子 啓氏、社外取締役（独立）中川 達也氏、社外取締役 納 武士氏および社外取締役（独立）森 隆男氏の５名であります。

④取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基礎報酬	業績報酬	
取締役 （うち社外取締役）	120,773 (10,350)	87,851 (10,350)	32,922 (—)	11 (4)
監査役 （うち社外監査役）	20,899 (20,899)	20,899 (20,899)	—	4 (4)
合計	141,672	108,750	32,922	15

（注）１．上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。
３．上記人数には、2021年６月23日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名が含まれております。また、上記報酬等の額には同監査役１名の当事業年度における報酬等の額が含まれております。

「社外役員に関する事項」

(6) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼　職　先	重要な兼職の状況
取締役	中川　達也	染井・前田・中川法律事務所、 ㈱ネオマーケティング	弁護士 社外取締役監査等委員
取締役	樋口　真道	㈱南悠商社	総務部長
取締役	納　　武士	三井金属鉱業㈱	代表取締役社長
取締役	森　　隆男	公認会計士森隆男事務所、 京葉瓦斯㈱、 青南監査法人	所長 社外取締役 代表社員
監査役	中村　政昭	㈱南悠商社	営業部長
監査役	落合　健司	三井金属鉱業㈱	経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長

(注) 1．㈱南悠商社は当社の議決権を37.86%所有する株主であります。
2．三井金属鉱業㈱は当社の議決権を35.50%所有する株主であります。
3．㈱南悠商社、三井金属鉱業㈱および京葉瓦斯㈱から原材料の仕入等を行っております。
4．染井・前田・中川法律事務所および㈱ネオマーケティングと当社との間には、契約関係等はありません。
5．公認会計士森隆男事務所および青南監査法人と当社との間には、契約関係等はありません。

(7) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(8) 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	中川　達也	当事業年度において13回開催された取締役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外取締役の立場および弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の構成員として当事業年度開催の委員会2回の全回に出席するとともに指名・報酬委員会の議長として当事業年度開催の委員会2回の全回に出席し、客観的立場から役員候補や取締役の業績の評価等を審議し発言を行っております。
取締役	樋口　真道	当事業年度において13回開催された取締役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外取締役の立場から必要な発言を適宜行っております。
取締役	納　　武士	当事業年度において13回開催された取締役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外取締役の立場から必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の構成員として当事業年度開催の委員会2回の全回に出席するとともに指名・報酬委員会の構成員として当事業年度開催の委員会2回の全回に出席し、客観的立場から役員候補や取締役の業績の評価等を審議し発言を行っております。
取締役	森　　隆男	2021年６月23日開催の第55回定時株主総会において社外取締役に選任され、社外取締役就任後開催の11回開催された取締役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外取締役、公認会計士および税理士の立場から必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の構成員として当事業年度開催の委員会2回の全回に出席し、客観的立場から役員候補や取締役の業績の評価等を審議し発言を行っております。
監査役	山縣　誠	当事業年度において13回開催された取締役会のうち全回、また、5回開催された監査役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外監査役の立場から必要な発言を適宜行っております。
監査役	中村　政昭	当事業年度において13回開催された取締役会のうち全回、また、5回開催された監査役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外監査役の立場から必要な発言を適宜行っております。
監査役	落合　健司	2021年６月23日開催の第55回定時株主総会において社外監査役に選任され、社外監査役就任後開催の11回開催された取締役会のうち全回、また、4回開催された監査役会のうち全回に出席し、議案・審議等につき社外監査役の立場から必要な発言を適宜行っております。

(9) 社外役員の報酬等の総額

事業報告16ページに記載のとおり。

(10) 当社の子会社の役員を兼任している場合の子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去二年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）１．上記は、公認会計士法第２条第１項に規定する業務（監査証明業務）に基づく報酬であります。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
３．監査役会は、会計監査人の監査計画と監査体制、過年度における職務執行状況や報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(7) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第３４０条第１項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、当社の都合により株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に関し取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」として定めています。

(1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、当社グループにおける「行動指針」を規範とし、取締役および使用人が遵守すべき、「取締役会規則」、「職務権限規則」、「職務分掌規則」等の社内規則を定め、コンプライアンス体制とする。さらに、社長以下執行役員により構成される執行役員会を原則毎週定例的に開催し、順法体制の確保およびより一層の強化に努める。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を持たず、反社会的勢力および団体からの不当な要求等に対しては警察等関連機関と連携し毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書規則」等の社内規則に基づいて、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行う。

(3) 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社および当社子会社の業務執行に係る財務、投資、品質、環境、労働災害、火災、自然災害等に係るリスクの発生の未然防止、発生したリスクに対処するため、「内部情報管理規則」、「デリバティブ取引社内管理規則」等の社内規則ならびに国際標準化機構（ＩＳＯ）で定めた品質、環境および労働安全衛生のマネジメントシステムに基づき、執行役員会、安全衛生委員会、ＡＴＡＣ委員会（各マネジメントシステム、品質保証案件等に関する最高決定機関）等において当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価を行い、効果的な対策を迅速に講ずる体制とする。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月１回定例的に開催する他、社長以下執行役員により構成される執行役員会を原則毎週定例的に開催する等の体制をとる。また、当社子会社を含む決裁権限を明確にするために経営に関する担当区分を定め、意思決定の効率化を図る。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの一員として「行動指針」を遵守し、業務の適正化を図る。子会社の経営管理については、社内規則に則り、予算、決算、重要人事等に関し適切に実施する。また、子会社の財務処理等については、その健全性維持等を目的として内部監査を定期的に実施する。

子会社の取締役の職務の執行状況については、定例的に開催される当社の執行役員会等により適宜報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の補助使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。

監査役の職務を補助する使用人は、監査役を補佐し監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役との定期的な意見交換をするほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うことができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行について

取締役会を13回開催し、社内規則に定められた重要な付議案件について、法令・定款等への適合性及び業務の適正性を審議いたしました。

②監査役の職務執行について

監査役会を5回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査役は重要な会議へ出席するとともに、重要な決議書類等の監査を行いました。また、代表取締役、内部統制室及び監査法人と定期的に情報交換を行うとともに、監査上の問題点の有無や課題等について情報を共有し連携を図りました。

③内部監査の実施について

内部統制室は当社及び当社子会社に対して財務報告に係る内部監査及び業務監査等を行い、内部統制報告書を作成し、取締役会に報告いたしました。

④コンプライアンスについて

コンプライアンスに抵触する事態の早期発見、解決に取り組むため、社内規則の整備を行うとともに、全役職員に対し年度方針等において法令遵守の重要性を説明し、コンプライアンスに関する意識向上に努めました。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社の各部門及び子会社の業況につき毎月確認し、定例的に開催される執行役員会等に適宜報告を受けました。また、毎月開催の取締役会において担当取締役より業況報告を適時適切に行い情報の共有化を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

（注） 本事業報告中の記載金額および持株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**(8,183,321)**	**流動負債**	**(2,676,942)**
現金及び預金	377,657	買掛金	874,919
受取手形及び売掛金	1,145,802	リース債務	3,139
電子記録債権	618,279	未払金	1,060,417
商品及び製品	991,494	未払法人税等	328,795
仕掛品	982,373	未払事業所税	22,514
原材料及び貯蔵品	442,516	未払消費税等	34,165
預け金	3,611,171	賞与引当金	233,339
その他	15,092	その他	119,651
貸倒引当金	△1,068		
固定資産	**(7,248,225)**	**固定負債**	**(425,808)**
有形固定資産	**(6,948,913)**	リース債務	8,648
建物及び構築物	5,397,746	長期受入保証金	1,000
機械装置及び運搬具	11,731,297	長期未払金	10,257
土地	1,860,198	退職給付に係る負債	405,902
リース資産	38,584		
建設仮勘定	1,013,937	**負債合計**	**3,102,751**
その他	696,704	(純資産の部)	
減価償却累計額	△13,789,554	**株主資本**	**(12,337,929)**
無形固定資産	**(24,441)**	**資本金**	**1,557,000**
その他	24,441	**資本剰余金**	**1,566,000**
投資その他の資産	**(274,871)**	**利益剰余金**	**9,418,094**
投資有価証券	10,000	**自己株式**	**△203,165**
繰延税金資産	249,661	**その他の包括利益累計額**	**(△9,133)**
その他	16,009	**為替換算調整勘定**	**△9,133**
貸倒引当金	△800		
		純資産合計	**12,328,796**
資産合計	**15,431,547**	**負債純資産合計**	**15,431,547**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,837,203
売上原価		6,240,002
売上総利益		2,597,201
販売費及び一般管理費		1,481,608
営業利益		1,115,592
営業外収益		
受取利息	10,840	
その他収益	25,553	36,393
営業外費用		
支払利息	293	
その他費用	16,431	16,724
経常利益		**1,135,262**
特別損失		
固定資産処分損	32,113	32,113
税金等調整前当期純利益		**1,103,148**
法人税、住民税及び事業税	311,946	
法人税等調整額	△26,635	285,310
当期純利益		**817,838**
親会社株主に帰属する当期純利益		**817,838**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から2022年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,557,000	1,566,000	8,832,032	△203,053	11,751,979
当期変動額					
剰余金の配当			△231,776		△231,776
親会社株主に帰属する当期純利益			817,838		817,838
自己株式の取得				△111	△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	586,062	△111	585,950
当期末残高	1,557,000	1,566,000	9,418,094	△203,165	12,337,929

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△10,684	△10,684	11,741,295
当期変動額			
剰余金の配当			△231,776
親会社株主に帰属する当期純利益			817,838
自己株式の取得			△111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,550	1,550	1,550
当期変動額合計	1,550	1,550	587,501
当期末残高	△9,133	△9,133	12,328,796

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　２社

パウダーテックインターナショナルコープ、㈱ワンダーキープ高萩

非連結子会社の数　１社

㈱ピーティーエス

非連結子会社は企業集団における重要性が低く、また、この総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は小規模であります。したがって、これを連結対象から除外しても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げないため連結対象から除外しております。

なお、同社は2022年３月31日をもって解散を決議し、清算手続中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社については、連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資勘定については、持分法を適用せず原価法により評価しております。関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

棚　卸　資　産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

有　価　証　券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デ リ バ テ ィ ブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数　　建物及び構築物　　5～38年
　　機械装置及び運搬具　2～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数　　自社利用のソフトウエア　　5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給見込額のうち、当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、支給見込額基準により計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

機能性材料事業においては、主に複合機・プリンター業界向けに電子写真用キャリアの製造・販売を行っております。また、鉄粉事業においては、カイロ用、粉末冶金用などの各種鉄粉及び脱酸素剤他の製造・販売を行っております。いずれも顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、パウダーテックインターナショナルコープの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

将来の棚卸資産（主として原料）の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用できる社内規則を設けております。

③ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引は、実需の範囲内で行う方針としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(8) 退職給付に係る負債並びに退職給付費用の処理方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計方針の変更）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、従来は、財又はサービスの提供と交換に権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識する方法に変更しております。また、輸出販売については船積み時に収益を認識しておりましたが、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。なお、国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高と売上原価はそれぞれ105,973千円減少しましたが、損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産　　249,661千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当社は、新型コロナウイルス感染症に対する各国での対策と行動制限の緩和や廃止により、経済活動の正常化が進むと予想しており、翌連結会計年度以降、主力製品の需要の回復は継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 債権流動化に伴う買戻義務　　9,318千円

2. 国庫補助金等に係る資産の取得価額の直接圧縮累計額は439,499千円であります。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,970,000	―	―	2,970,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式（株）	72,800	40	―	72,840

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加　　40株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2021年6月23日定時株主総会	普通株式	231,776	80.00	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2022年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	231,772	80.00	2022年3月31日	2022年6月27日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は、為替、金利および原料価格の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規則および与信限度管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社ごとに月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の内容および目的は、外貨建債権債務取引および棚卸資産（主として輸入原料）の購入について、将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で為替予約取引を利用できる社内規則を設けております。輸入予定取引については、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。また、金融機関からの借入金の一部について、支払金利を低減する目的で金利スワップ取引を、国際相場の影響を受ける原料の価格変動によるリスクを回避する目的で金属先渡取引を利用できる社内規則を設けております。これらの取引は、それぞれ為替相場、市場金利および金属相場の変動によるリスクを有しております。なお、当該取引の契約先は信用度の高い金融機関、大手商社に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。リスク管理体制については、社内規則、決裁基準に従い、為替予約取引、金利スワップ取引は経営管理部にて、金属先渡取引については各事業部が取引の実行、管理を行い、日常の取引は経営管理部長に報告、６ヵ月に１回、当該期間におけるデリバティブ取引状況を執行役員会へ報告することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「預け金」、「買掛金」および「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,000

（賃貸等不動産に関する注記）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	機能性材料事業	鉄粉事業	合計	その他	連結計算書類計上額
売上高					
顧客との契約から生じる収益	7,358,234	1,478,969	8,837,203	―	8,837,203
外部顧客への売上高	7,358,234	1,478,969	8,837,203	―	8,837,203

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)　3．会計方針に関する事項　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　　4,255円48銭
2. １株当たり当期純利益　　282円29銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

1. １株当たり純資産額

連結貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	12,328,796
普通株式に係る純資産額（千円）	12,328,796
普通株式の発行済株式数（株）	2,970,000
普通株式の自己株式数（株）	72,840
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	2,897,160

2. １株当たり当期純利益

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	817,838
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	817,838
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式の期中平均株式数（株）	2,897,176

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**(8,046,355)**	**流動負債**	**(2,601,734)**
現金及び預金	203,293	買掛金	889,743
受取手形	12,199	リース債務	3,139
電子記録債権	618,279	未払金	1,047,769
売掛金	1,239,678	未払法人税等	311,316
商品及び製品	884,302	未払事業所税	22,514
仕掛品	982,373	未払消費税等	17,213
原材料及び貯蔵品	375,538	未払費用	56,156
前払費用	4,942	預り金	35,492
短期貸付金	95,000	賞与引当金	218,000
預け金	3,611,171	その他	387
その他	20,693		
貸倒引当金	△1,118		
固定資産	**(7,187,893)**	**固定負債**	**(425,808)**
有形固定資産	**(6,728,544)**	リース債務	8,648
建物	4,467,305	長期受入保証金	1,000
構築物	633,321	長期未払金	10,257
機械及び装置	10,951,677	退職給付引当金	405,902
車両運搬具	46,147		
工具器具備品	645,467	**負債合計**	**3,027,542**
土地	1,860,198	(純資産の部)	
リース資産	38,584	**株主資本**	**(12,206,706)**
建設仮勘定	1,013,937	**資本金**	**1,557,000**
減価償却累計額	△12,928,094	**資本剰余金**	**(1,566,000)**
無形固定資産	**(24,441)**	資本準備金	1,566,000
施設利用権	16,176	**利益剰余金**	**(9,286,871)**
電話加入権	1,865	利益準備金	200,826
ソフトウエア	6,399	その他利益剰余金	(9,086,045)
投資その他の資産	**(434,908)**	別途積立金	700,000
関係会社株式	146,177	繰越利益剰余金	8,386,045
長期貸付金	37,500	**自己株式**	**△203,165**
繰延税金資産	236,139		
その他	15,897		
貸倒引当金	△807	**純資産合計**	**12,206,706**
資産合計	**15,234,248**	**負債純資産合計**	**15,234,248**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,382,478
売上原価		6,029,311
売上総利益		2,353,166
販売費及び一般管理費		1,310,173
営業利益		1,042,992
営業外収益		
受取利息	12,823	
その他収益	58,442	71,265
営業外費用		
支払利息	293	
その他費用	29,709	30,002
経常利益		**1,084,256**
特別損失		
固定資産処分損	32,113	32,113
税引前当期純利益		**1,052,142**
法人税、住民税及び事業税	294,266	
法人税等調整額	△25,445	268,821
当期純利益		**783,321**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,557,000	1,566,000	1,566,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	1,557,000	1,566,000	1,566,000

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,826	700,000	7,834,499	8,735,326	△203,053	11,655,272
当期変動額						
剰余金の配当			△231,776	△231,776		△231,776
当期純利益			783,321	783,321		783,321
自己株式の取得					△111	△111
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	551,545	551,545	△111	551,433
当期末残高	200,826	700,000	8,386,045	9,286,871	△203,165	12,206,706

	純資産合計
当期首残高	11,655,272
当期変動額	
剰余金の配当	△231,776
当期純利益	783,321
自己株式の取得	△111
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	
当期変動額合計	551,433
当期末残高	12,206,706

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準および評価方法

棚 卸 資 産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

有 価 証 券

子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外もの

時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数　　建物及び構築物　　5～38年
　　機械装置及び運搬具　2～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数　　自社利用のソフトウエア　　5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給見込額のうち、当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

機能性材料事業においては、主に複合機・プリンター業界向けに電子写真用キャリアの製造・販売を行っております。また、鉄粉事業においては、カイロ用、粉末冶金用などの各種鉄粉及び脱酸素剤他の製造・販売を行っております。いずれも顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

将来の棚卸資産（主として原料）の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用できる社内規則を設けております。

③ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引は、実需の範囲内で行う方針としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判断を省略しております。

（会計方針の変更）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、従来は、財又はサービスの提供と交換に権利を得ると見込む対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額（あるいは他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額）を収益として認識する方法に変更しております。また、輸出販売については船積み時に収益を認識しておりましたが、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。なお、国内販売については、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は593,759千円減少し、売上原価は590,590千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,169千円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産　　236,139千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当社は、新型コロナウイルス感染症に対する各国での対策と行動制限の緩和や廃止により、経済活動の正常化が進むと予想しており、翌事業年度以降、主力製品の需要の回復が継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,863,962千円
長期金銭債権	37,500千円
短期金銭債務	130,890千円

2. 債権流動化に伴う買戻義務　9,318千円

3. 国庫補助金等に係る資産の取得価額の直接圧縮累計額は439,499千円であります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	193,185千円
仕入高	596,705千円
販売費及び一般管理費	65,531千円
営業取引以外の取引による取引高	44,687千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　72,840株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19,892千円
未払社会保険料	9,808
賞与引当金	66,402
退職給付引当金	123,638
ゴルフ会員権評価損	16,273
その他	17,959
繰延税金資産小計	253,974千円
評価性引当額	△17,835
繰延税金資産合計	236,139千円

（表示方法の変更）

前事業年度において「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「未払事業税」、「未払社会保険料」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「未払役員退職慰労金」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
その他の関係会社	三井金属鉱業㈱	被所有 直接 35.5%	資金の預入 役員の兼任	資金の預入（注１） 利息の受取（注２）	642,118 10,834	預け金	3,611,171

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の預入の取引金額については、預入と引出の純増減額を記載しております。

（注２）預け金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱ワンダーキープ高萩	所有 直接 100%	同社製品の購入 役員の兼任	脱酸素剤関連製品の購入（注１）、（注３）	980,095	買掛金	99,619
			資金の貸付	資金の返済	15,000	短期貸付金	95,000
				利息の受取（注２）	1,983	長期貸付金	37,500
子会社	パウダーテックインターナショナルコープ	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	キャリア製品の販売（注１）	193,148	売掛金	142,315

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（注２）貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注３）一部の取引については代理人としての会計処理を採用しておりますが、当該取引にかかる購入金額439,097千円を含む総額で取引金額を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　　4,213円34銭
2. １株当たり当期純利益　　270円37銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

1. １株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	12,206,706
普通株式に係る純資産額（千円）	12,206,706
普通株式の発行済株式数（株）	2,970,000
普通株式の自己株式数（株）	72,840
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	2,897,160

2. １株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益（千円）	783,321
普通株式に係る当期純利益（千円）	783,321
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式の期中平均株式数（株）	2,897,176

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

パウダーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永峯　輝一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田原　諭

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、パウダーテック株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パウダーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

パウダーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永峯　輝一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田原　諭

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、パウダーテック株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

パウダーテック株式会社　監査役会

常勤監査役　山　縣　　誠　㊞

監査役　　中　村　政　昭　㊞

監査役　　落　合　健　司　㊞

注1）監査役 山縣誠、中村政昭及び落合健司は、会社法第2条第16号、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、業績などを総合的に勘案しながら、株主の皆様へ安定かつ継続的に利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、当期の配当につきましては、１株につき80円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項
①配当財産の種類
金銭
②配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金80円
配当総額231,772,800円
③剰余金の配当が効力を生じる日
2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

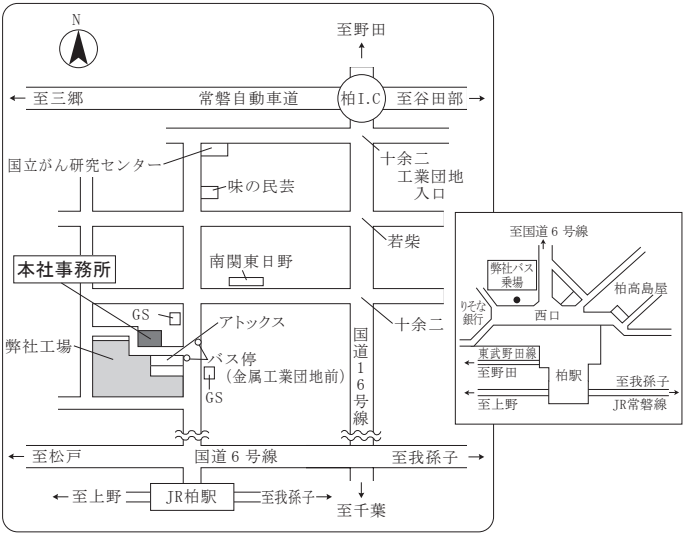
(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〔 削 除 〕
〔 新 設 〕	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
〔 新 設 〕	(附則) 1．変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

株主総会会場ご案内図

千葉県柏市高田1201番12
当社本社事務所３階　大会議室



■電車ご利用の場合

- JR常磐線、千代田線、東武野田線（東武アーバンパークライン）柏駅下車にて、西口の企業バス乗り場に待機の午前９時20分発予定の当社社名入りバスをご利用ください。（柏駅より約15分）

■お車ご利用の場合

- 常磐自動車道柏インターチェンジより約15分(約６km)

■路線バスご利用の場合

- 柏駅西口、東武バス２番乗場より「柏の葉公園」「柏の葉キャンパス駅西口」、または「国立がん研究センター」行きにご乗車、「金属工業団地前」にて下車、徒歩約３分です。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

本株主総会会場において、感染拡大防止のためマスク着用や検温等の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申しあげます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.powder-tech.co.jp/）にてお知らせいたします。